

平成19年3月29日

鳥取行政評価事務所

バス利用者の利便確保等に関する行政評価・監視 《行政評価・監視結果に基づく改善通知》

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、鳥取行政評価事務所が、バス利用者の利便向上等を図る観点から、平成18年12月から19年3月にかけて実地に調査した結果に基づき、鳥取運輸支局に対して平成19年3月29日に改善意見を通知したものです。

〔本件連絡先〕

鳥取行政評価事務所

評価監視官 新居 昌夫、評価監視調査官 渡邊 敏章

電話：0857-24-5546

FAX：0857-24-5942

概 略

調査の背景

- 運行経路が分かりにくい、バスが時刻どおりに来ない等の意見(行政相談等)があり、バス利用者の利便の確保が必要
- 高齢者や身体障害者の交通手段として、バリアフリー化を一層推進することが必要

調査の目的等

- (目的)
- **バス利用者の利便向上を促進**する目的で実施
- (調査手法)
- 鳥取県内の14路線412か所の停留所、鳥取市内の18路線225便の運行状況等を实地に調査
また、県民556人にバス利用に関するアンケート調査を実施

明らかになった実態

- 1 **バス利用者の利便等の確保**
 - 停留所に「**運行系統**」、「**時刻表**」等の**掲示がない**、**設置場所が危険**の例あり。
 - **早発**や**遅延**の**常態化**が散見
 - **列車との乗り継ぎ**が**困難**な例あり。
- 2 **バリアフリーの推進**
 - 「**低床バス運行時刻の表示**」や「**乗車時の行先案内放送**」、「**停車方法**」等が**不適切**な例あり。
 - **移動円滑化基本構想**におけるバス事業者等の**取組不十分**な例あり。
- 3 **バス運転者の勤務時間等の適正化**
 - **休息時間が確保**されていない例あり。

通知事項

- 1 **バス利用者の利便等の確保**
 - (1) バス停留所における掲示等の適正化
 - (2) 定時運行の確保
 - (3) 路線バスとJR列車との乗り継ぎの円滑化
- 2 **バリアフリーの推進**
 - (1) 高齢者、身体障害等の利便確保対策の推進
 - (2) 移動円滑化基本構想に基づく公共交通特定事業の着実な実施
- 3 **バス運転者の勤務時間及び乗務時間の適正化**

通知

鳥取運輸支局
平成19年3月29日

通知事項 1 停留所における掲示等の適正化

制 度

- バス事業者は、利用者の利便確保を図るため、停留所に、名称、運行系統、時刻表などを見やすく掲示する義務あり。
「旅客自動車運送事業運輸規則」(運輸省令)

調査結果

◎ 掲示等が不適切な例あり (鳥取県内の14路線412停留所を調査)

- ① 停留所の名称
 - i 名称の**掲示なし** 24停留所
 - ii 名称を掲示する看板が**破損**しており、判読不能 11停留所
- ② **運行系統の掲示がなく、運行経路が分からない** 331停留所
- ③ **時刻表**
 - i 時刻表の**掲示なし** 4停留所
 - ii 時刻表に**記載誤り**あり 9停留所
 - iii 時刻表が**車道側に掲示**され、車道に出なければ確認できない 3停留所
- ④ 乗降場所等が狭い路側帯となっており危険等**設置場所が不適切** 6停留所

バスの利用に関するアンケート調査

- 運行系統がないことにより不便を感じたことがある 回答者556人のうち**172人(30.9パーセント)**
- 時刻表が分かりづらいなど不便を感じたことがある 回答者556人のうち**175人(31.5パーセント)**
- 停留所の設置場所に危険を感じたことがある 回答者556人のうち**157人(28.2パーセント)**

☆ 鳥取運輸支局は、バス事業者に対し、停留所の点検を行うよう指導しているものの不徹底

通知事項

バス事業者に対し、次の措置を講ずるよう指導・要請すること。

- ① 運輸規則で定められた停留所における掲示を適切に行うこと。
- ② 設置場所が不適切な停留所については、その設置場所を見直すこと。

通知事項 2 定時運行の確保

制 度

- バス事業者は、停留所に掲示した発車時刻より前にバスを発車させてはならないこととされ、**早発運行は禁止**
- バス事業者は、利便確保のため、事業計画及び運行計画に定めるところに従って業務を行うこととされており、設定されたダイヤに沿って**定時運行することが必要**

「旅客自動車運送事業運輸規則」(運輸省令)

調査結果

◎ **定時運行が行われていない(鳥取市内の18路線、225便の運行状況を調査(2回))**

- **早発運行あり(2事業者、8路線、延べ27便)**
これら早発運行の中には、発車時刻より最大で**4分前**に発車(**3便**)
- **時刻表より10分以上遅れて発車し、遅延が常態化している便あり(1事業者、3路線、5便)**

バスの利用に関するアンケート調査

- バスが時刻表どおりに来なかったことがある …………… 回答者556人のうち**250人(44.9パーセント)**

☆ 鳥取運輸支局は、バスの早発や遅延など運行状況の実態を把握しておらず、バス事業者に対する指導を行っていない。

通知事項

バス事業者に対し、必要に応じてダイヤの見直しを行うなど運行管理の適正化を図るよう指導すること。

通知事項 3 路線バスとJR列車との乗り継ぎの円滑化

制度等

- バスの運行時刻の設定については、特に規制はないが利用者の利便を確保するため可能な限りJR列車との接続を確保することが重要
- バス事業者は、バスの運行時刻について、JR列車との接続のほか、①学生の通学時間帯の利便、②高齢者の通院等の利便、③便数の多い路線については、等間隔の覚えやすい運行時刻とする等に配慮

調査結果

◎ 乗り継ぎができない、又は乗り継ぎが困難な(乗継時間が2分以内)例あり

- 鳥取駅、米子駅及び倉吉駅を発車するバス最終便とJR列車の接続・・・ 鳥取駅で34路線中6路線(2事業者)
米子駅で20路線中2路線(2事業者)
倉吉駅で12路線中2路線(2事業者)
- 上記3駅以外の県内16駅を発着するバス16路線のJR列車との接続…………… 9駅で11路線、26便(2事業者)

バスの利用に関するアンケート調査

- 他の公共交通機関を乗り継いで利用する場合、乗り継ぎが悪く不便を感じたことがある
…………… 回答者556人のうち250人(44.9パーセント)

☆ 鳥取運輸支局は、バスの運行時刻の設定について、バス事業者に対する要請を行っていない。

通知事項

バス事業者に対し、可能な限りJR列車とのスムーズな乗り継ぎができるバスの運行時刻を設定するよう要請すること。

通知事項 4 高齢者、身体障害者等の利便確保対策の推進

制 度

- バス事業者は、高齢者、身体障害者等がバスを利用して移動するために必要な情報（視覚情報（掲示）や聴覚情報（案内放送））を適切に提供することが必要

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

調査結果

- ◎ 高齢者、身体障害者等に配慮した必要な情報提供や運行が行われていない。
（鳥取市内の18路線225便及び鳥取県内の14路線412停留所を調査）
 - 低床バスの運行時刻の表示なし
 - …………… 低床バスが運行されている12路線73便のうち9路線19便
 - …………… 10路線312停留所のうち24停留所（1バスターミナルを含む。）
 - 乗車時の行先案内放送がされていない、聞こえない …………… 18路線225便のうち 19便
 - バスが停留所に近づいて停車せず、歩道から直接乗車できない …………… 18路線延べ450便のうち 45便
 - 停留所の点字ブロックに車両の乗車口を合わせて停車していない …………… 18路線延べ450便のうち137便

☆ 鳥取運輸支局は、上記の事項について、バス事業者に対する指導を行っていない。

通知事項

バス事業者に対し、次の措置を講ずるよう指導すること。

- ① 低床バスの運行時刻について、運行の実態と適合するよう適切に表示すること。
- ② 高齢者や視覚障害者等が聞き取ることのできる音声案内を行うこと。
- ③ 高齢者、視覚障害者等に配慮して乗降しやすい位置にバスを停車すること。

通知事項 5 移動円滑化基本構想に基づく公共交通特定事業の着実な実施

制 度

- 市町村は、交通バリアフリー等に関する移動円滑化基本構想(交通バリアフリー基本構想)を定めることができる。
- 基本構想に係る公共交通事業者(バス事業者等)は、基本構想に即した事業内容や実施予定等を明らかにした「公共交通特定事業計画」を作成し、計画に沿って事業を実施
- 国は、基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し必要な助言をすることができる。
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

調査結果

- 鳥取県内では、鳥取市が平成14年1月に、倉吉市が17年11月に基本構想を作成(平成22年度目標)
- 鳥取市の基本構想に基づいて定めるべき**公共交通特定事業計画は未作成**
- 基本構想でバス事業者等が取り組むべき事業の中には、**未実施のものあり**。
 - ・「各乗り場への音声案内装置の設置」、「バス出発情報の音声案内」(バスターミナル)
 - ・「バス車内における公共施設音声案内」(バス事業者)

☆ 鳥取運輸支局は、移動円滑化基本構想の実施について関係機関に対する必要な助言を行っていない。

通知事項

鳥取市に対し、公共交通事業者が公共交通特定事業計画を作成し、事業の実施を推進するよう必要な助言を行うこと。

通知事項 6 バス運転者の勤務時間及び乗務時間の適正化

制 度

- バス事業者は、バス運転者の長時間労働の改善及び安全運行を確保するため、バス運転者の勤務時間及び乗務時間に関する基準を遵守する必要
 - ・ 拘束時間は4週間を平均し1週間当たり65時間を超えないこと
 - ・ 勤務時間終了後、継続8時間以上の休息時間を与えること

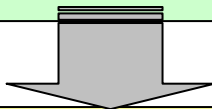
「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(国土交通省告示)

調査結果

◎ 拘束時間、休息時間の基準が遵守されていない例あり。

- 拘束時間 1事業者では、調査した期間に乗務した運転者延べ322人中54人(16.8パーセント)が超過
- 休息時間 1事業者では、調査した期間に乗務した延べ運転者643人中延べ90人(14.0パーセント)が休息時間が不足

☆ 鳥取運輸支局は、勤務時間等に関する定期的・計画的な監査は行っていない。



通知事項

バス運転者の勤務時間及び乗務時間の実態を把握し、その基準を遵守するようバス事業者に対し指導すること。